

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 36 号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第 64 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 15 項第 3 号中「および第 3 条の 3」を「から第 3 条の 4 まで」に
改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。